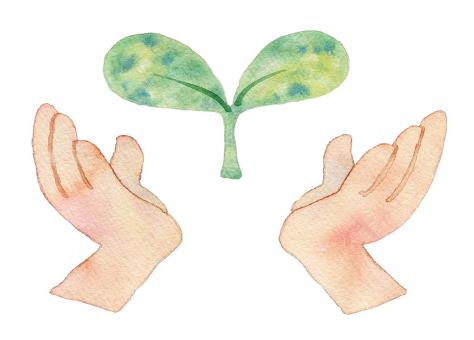
阿 武 町 障 害 者 プラン

 $(2024 \sim 2029)$

阿武町第7期障害福祉サービス実施計画 阿武町第3期障害児福祉サービス実施計画

 $(2024 \sim 2026)$



令和6年(2024年)3月

阿武町

目 次

策定に	当たって	
1	計画策定の趣旨	1
2	障害者施策の動向	2
3	計画の位置付けと役割	
4	計画の期間	
5	計画の策定方法	6
第1章	障害者施策に関する状況	7
1	障害者の状況	7
2	障害児の状況	8
3	福祉に関するアンケート調査の集計	9
第2章	計画の基本理念と施策体系	23
1	基本理念	23
2	基本目標	23
3	施策体系	23
第3章	施策推進の方向	24
基本	x方向1 誰もが暮らしやすい社会づくり	24
1	権利擁護の推進	
2	居住の安定の確保	24
3	地域力を活かした支え合いの推進	25
基本	×方向2 安心して暮らせる社会づくり	
1	相談支援体制の強化	27
2	地域生活の充実	
3	保健・医療の充実	28
基本	×方向3 いきいきと暮らすことのできる社会づくり	
1	就労の支援と雇用の促進	
2	療育・教育の充実	29
3	隨害者スポーツ・文化芸術の振興	30

第4章	計画の推進体制	31
1	計画の推進体制	31
2	計画の達成状況の点検及び評価	
第5章	成果目標の達成状況	33
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	33
2	地域生活支援拠点等が有する機能の充実	33
3	福祉施設から一般就労への移行等	33
4	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	34
5	障害児支援の提供体制の整備等	34
6	相談支援体制の充実・強化等	35
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築-	35
8	発達障害等に対する支援	35
第6章	成果目標	36
1	福祉施設の入所者の地域生活への移行	
2	地域生活支援の充実	36
3	福祉施設から一般就労への移行等	37
4	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	
5	障害児支援の提供体制の整備等	38
6	相談支援体制の充実・強化等	38
7	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築-	39
8	発達障害等に対する支援	39
第7章	障害福祉サービス等の必要量の見込みと方策	40
1	障害福祉サービス等の必要量の見込み	40
2	地域生活支援事業の見込みと実施方策	45
3	障害児福祉サービス等の必要量の見込み	48
【参考	資料】	49
1	阿武町地域福祉運営協議会設置要綱	
2	阿武町地域福祉運営協議会委員名簿	51

策定に当たって

1 計画策定の趣旨

国の障害者施策に関する基本法に位置する法律をさかのぼると、昭和45年(1970年)に制定された「心身障害者対策基本法」に端を発しており、同法は平成5年(1993年)の法改正により「障害者基本法」(以下「基本法」という。)に改正されました。この法改正においては、心身障害者(身体障害者、知的障害者)に加え精神障害者も「障害者」として位置付けられることとなり、法の目的も「障害者の自立とあらゆる分野の活動への参加の促進」に改められました。

その後、平成16年(2004年)の改正では障害者差別等をしてはならないという基本的理念が規定され、 平成23年(2011年)の改正では「社会モデル」の考え方や「合理的配慮」の概念が取り入れられました。

この基本法に基づき、平成25年(2013年)に「障害者基本計画(第3次)」、平成30年(2018年)には「障害者基本計画(第4次)」(以下「第4次計画」という。)が策定され、令和4年(2022年)5月には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)が制定され、障害者基本計画の策定や変更においては障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の趣旨を踏まえることが必要となりました。

第4次計画の計画期間が令和4年(2022年)に満了することに伴い、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「2020年東京オリンピック・パラリンピック」という。)の開催、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」(令和3年法律第56号。以下「障害者差別解消法改正法」という。)の成立・公布等を踏まえて、令和5年(2023年)3月14日に、「障害者基本計画(第5次)」が閣議決定されました。

本町では、平成30年度(2018年度)から令和5年度(2023年度)の6年間を計画期間とする「阿武町障害者プラン」及びその実施計画となる「阿武町障害福祉サービス実施計画」を策定し、障害者福祉施策を推進しています。

「阿武町障害者プラン(2018~2023)・第6期阿武町障害福祉サービス実施計画・第2期阿武町障害児福祉サービス実施計画」の計画期間が令和5年度(2023年度)に満了するため、国や山口県の動向及び社会情勢の変化等を踏まえるとともに、これまでの取組の進捗状況の点検・評価を行い、住民ニーズ等を反映した新たな「阿武町障害者プラン(2024~2029)」及び「第7期阿武町障害福祉サービス実施計画・第3期阿武町障害児福祉サービス実施計画」(以下「本計画」という。)を策定します。

2 障害者施策の動向

(1)「障害者基本計画(第5次)」の策定

国においては、令和5年(2023年)3月14日に「障害者基本計画(第5次)」(以下「第5次計画」という。)を閣議決定し、令和5年度(2023年度)からの5年間を対象として障害者の自立及び社会参加の支援等のための総合的かつ計画的な推進を図っています。

◆各分野における障害者施策の基本的な方向◆

	日旭永の奉本品の月日▼
1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	
(1)権利擁護の推進、虐待の防止	(2)障害を理由とする差別の解消の推進
2. 安全・安心な生活環境の整備	
(1)住宅の確保 (2)移動しやすい環境の整備等	(3)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普 及促進 (4)障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援	受の充実 アスティス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイス アイ
(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上 (2)情報提供の充実等	(3)意思疎通支援の充実 (4)行政情報のアクセシビリティの向上
4. 防災、防犯等の推進	
(1)防災対策の推進 (2)東日本大震災を始めとする災害からの復興の 推進	(3)防犯対策の推進 (4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済
5. 行政等における配慮の充実	
(1)司法手続等における配慮等 (2)選挙等における配慮等	(3)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
 6. 保健・医療の推進	(4)国家資格に関する配慮等
(1)精神保健・医療の適切な提供等	(4)保健・医療を支える人材の育成・確保
(1) イイヤ (2) 保健・医療の充実等 (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進	(5)難病に関する保健・医療施策の推進 (6)障害の原因となる疾病等の予防・治療
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	
(1)意思決定支援の推進 (2)相談支援体制の構築 (3)地域移行支援、在宅サービス等の充実 (4)障害のあるこどもに対する支援の充実 (5)障害福祉サービスの質の向上等	(6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等 (7)障害福祉を支える人材の育成・確保
8. 教育の振興	
(1)インクルーシブ教育システムの推進 (2)教育環境の整備	(3)高等教育における障害学生支援の推進 (4)生涯を通じた多様な学習活動の充実
9. 雇用・就業、経済的自立の支援	
(1)総合的な就労支援 (2)経済的自立の支援 (3)障害者雇用の促進	(4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の 機会の確保 (5)一般就労が困難な障害者に対する支援
10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興	
(1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充 実に向けた社会環境の整備	(2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピッ ク等競技スポーツに係る取組の推進
11. 国際社会での協力・連携の推進	
(1)国際社会に向けた情報発信の推進等 (2)国際的枠組みとの連携の推進	(3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等 (4) 障害者の国際交流等の推進

◆第5次計画で追加された項目や視点◆ (概略、一部抜粋)

- 1 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の趣旨を踏まえること
- 2 「誰一人取り残さない」というSDGs(持続可能な開発目標)の理念
- 3「障害者差別解消法改正法」の内容について
 - ①事業者に対する合理的配慮の提供を義務付け
 - ②行政機関相互間の連携強化
 - ③障害を理由とする差別を解消するための支援措置強化
- 4 社会のあらゆる場面でのアクセシビリティ向上
- 5 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に基づき、デジタル機器・サービスに係るアクセシビリティ環境の整備を促進するための各種取組を推進する
- 6 障害者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要である
- 7「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を踏まえた取組を推進
- 8 虐待の早期発見や防止に向けた取組
- 9 強度行動障害を有する者の支援に関する研修の実施の支援体制整備
- 10 どの相談窓口等でも対応されないという事案が生じないように取り組む
- 11 ソフト面、ハード面からのバリアフリー化
- 12 情報アクセシビリティの向上に向けた、ICT機器の利活用の推進や支援
- 13 心身の障害等により制限を付している法令の規定(相対的欠格条項)の見直し
- 14 医療的ケア児支援センターが各種支援や研修の実施等を推進
- 15 障害児においても、こどもの意思決定支援等に配慮した必要な支援を推進
- 16 学校教育における障害のある幼児児童生徒及び学生に対する支援を推進
- 17 公立小・中学校施設における、令和7年度末までの5年間の緊急かつ集中的なバリアフリー化の整備
- 18 障害者の文化芸術活動に対する支援、障害者の優れた芸術作品の展示棟等の推進、地方公共団体における障害者よる文化芸術活動に関する計画策定の促進

(2)「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」の 改正

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 (以下「基本指針」という。)」は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定 めるに当たっての基本的な方針を定めるものです。直近の障害保健福祉施策の動向等を踏まえ、 市町村及び都道府県が令和6年度(2024年度)~8年度(2026年度)までの第7期障害福祉計 画・第3期障害児福祉計画を策定するに当たって即すべき事項を定めています。

◆主な改正点◆

- ① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 福祉施設から一般就労への移行等
- ④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築
- ⑤ 発達障害者等支援の一層の充実
- ⑥ 地域における相談支援体制の充実・強化
- ⑦ 障害者等に対する虐待の防止
- ⑧ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑨ 障害福祉サービスの質の確保
- ⑩ 障害福祉人材の確保・定着
- ① よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定
- ② 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進
- ③ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化
- 4 その他:地方分権提案に対する対応

(3) 障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法においては、国や地方公共団体の 責務を明らかにするとともに、障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推 進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合 いながら共生する社会を実現することを目的としています。

(4) 障害者による文化芸術活動の推進

令和5年(2023年)3月に改定された「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(第2期)」において、「障害者による幅広い文化芸術活動の更なる促進や展開」、「文化施設及び福祉施設等をはじめとした関係団体・機関等の連携等による、障害者が文化芸術に親しみ、参加する機械等の充実」、「地域における障害者による文化芸術活動の推進体制の構築」を目標とする取組を進めています。

(5) 成年後見制度の利用促進

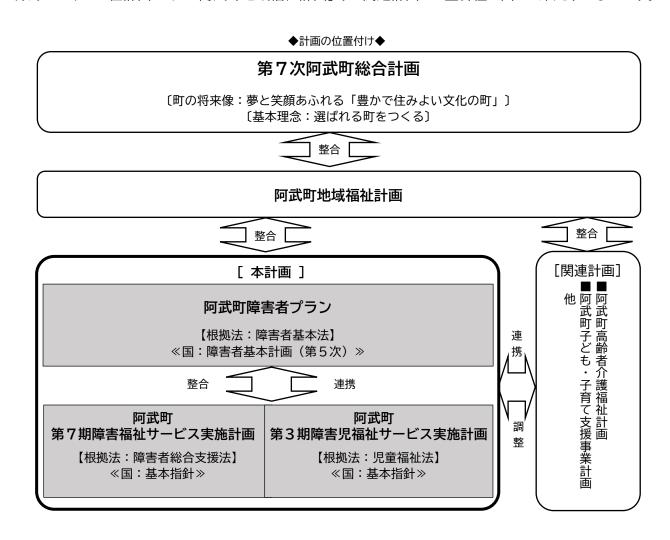
「第二期成年後見制度利用促進計画」が令和4年(2022年)3月に閣議決定され、市町村長申立ての場合に限らず、本人や親族からの申立て等も対象になること、後見人以外の保佐人、補助人、後見監督人、保佐監督人、補助監督人、特別代理人の場合でも事業の対象になることなどが定められました。

3 計画の位置付けと役割

本計画における「阿武町障害者プラン」は、基本法第11条第3項の規定に基づく「市町村障害者計画」として障害者のための施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画であり、障害のある人に関する施策分野全般にわたる計画となっています。

「阿武町第7期障害福祉サービス実施計画」は障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、「第3期阿武町障害児福祉サービス実施計画」は児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」となっており、基本指針を踏まえて本町の障害福祉サービスや地域生活支援事業等の具体的なサービス見込量、その確保方策などを定める計画となっています。

また、本計画は、本町の最上位計画である「第7次阿武町総合計画」の町づくりの方向性を踏まえ、福祉分野における上位計画である「阿武町地域福祉計画」等の関連計画との整合性を図って策定するものです。



4 計画の期間

本計画の「阿武町障害者プラン」の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和11年度(2029年度)までの6年間とし、令和8年度(2026年度)に中間見直しを行います。また、「阿武町第7期障害福祉サービス実施計画・阿武町第3期障害児福祉サービス実施計画」の計画期間は、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)の3年間とします。

阿武町障害者プラン等の概要

平成 30 年度 (2018)	令和 元年度 (2019)	令和 2年度 (2020)	令和 3年度 (2021)	令和 4年度 (2022)	令和 5年度 (2023)	令和 6年度 (2024)	令和 7年度 (2025)	令和 8年度 (2026)	令和 9年度 (2027)	令和 10 年度 (2028)	令和 11 年度 ⁽²⁰²⁹⁾
	阿武町障	害者プラン	ر(2018 <i>-</i>	~2023)		阿武町障害者プラン(2024~2029)					
第5期障害	第5期障害福祉サービス実施計画 第6期障害福祉サービス実施計画						福祉サービス	ス実施計画	第8期障害	福祉サービス	ス実施計画
第1期障害	児福祉サービ	ス実施計画	第2期障害	児福祉サービ	ス実施計画	第3期障害	児福祉サービ	ス実施計画	第4期障害	児福祉サービ	ス実施計画

5 計画の策定方法

(1)アンケート調査の実施

町内に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方及び障害福祉サービスの利用者の現在の状況や課題、意向等を把握し、施策を検討する基礎資料とするために実施しました。

調査対象	町内に住所を有する身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者、
	障害福祉サービスの利用者
調査期間	令和5年(2023年)9月 14 日~9月 25 日
調査方法	郵送配布·郵送回収
配布数	90件
有効回収数	48件
有効回収率	53.3%

(2) 策定委員会における審議

計画の策定に当たっては「阿武町地域福祉運営協議会」において、本計画の内容についての審議を行いました。

第1章 障害者施策に関する状況

1 障害者の状況

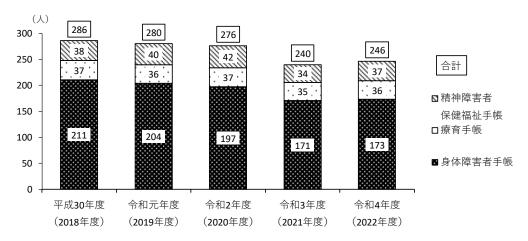
(1) 手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は減少傾向となっています。

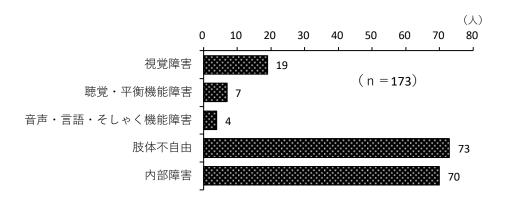
(単位:人、各年度1月末現在)

X	分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者	手帳所持者数	211	204	197	171	173
手帳	町人口比(%)	展所持者数 211 204 人口比(%) 6.4 6.3 展所持者数 37 36 人口比(%) 1.1 1.1 展所持者数 38 40 人口比(%) 1.1 1.2	6.2	5.5	5.6	
泰 芬壬帳	手帳所持者数	37	36	37	35	36
療育手帳	町人口比(%)	1.1	1.1	1.2	1.1	1.2
精神障害者保健	手帳所持者数	38	40	42	34	37
福祉手帳	町人口比(%)	1.1	1.2	1.3	1.1	1.2
合	計	286	280	276	240	246
町人口は	七 (%)	8.6	8.7	8.7	7.7	8.0
町ノ	VΠ	3,311	3,225	3,180	3,109	3,064

【障害者手帳所持者数の推移(各年度1月末現在)】



【障害種類別身体障害者手帳所持者数(令和4年度)】



(2) 重度化・高齢化の状況

〇 重度化

身体及び精神障害者の重度の割合は増加傾向となっています。

(単位:人)

	区分	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
重度身体	身体障害者手帳1・2級	99	95	92	76	78	79
障害者	所持者中割合(%)	46.9	46.6	46.7	44.4	45.1	46.5
重度知的	療育手帳A	18	18	18	16	16	16
障害者	所持者中割合(%)	48.6	50.0	48.6	45.7	44.4	44.4
重度精神	精神障害者保健福祉手帳1級	12	13	11	10	10	10
障害者	所持者中割合(%)	31.6	32.5	26.2	29.4	27.0	28.6

[※]令和5年度(2023年度)は令和6年(2024年)1月末現在の数値

〇 高齢化

身体障害者の高齢者の割合は8割を超えており、精神障害者では3割以上、知的障害者では2割 以上となっています。

(単位:人)

	区分	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
	高齢身体障害	82.9	83.3	83.8	85.4	85.5	85.3
65 歳以上の割合	高齢知的障害	16.2	13.9	16.2	20.0	19.4	22.2
	高齢精神障害	34.2	32.5	28.6	35.3	29.7	31.4

[※]令和5年度(2023年度)は令和6年(2024年)1月末現在の数値

(3) 自立支援医療(精神通院)支給認定者数の状況

自律支援医療(精神通院)は、精神保健福祉法第5条に規定する精神疾患又はてんかんを有する人で、通院による精神医療を継続的に必要とする人に対し、医療費の自己負担額の一部を助成する制度です。

令和4年度(2022年度)までは減少傾向となっていましたが、令和5年度(2023年度)は、前年度に比べて増加しています。

(単位:人)

区分	平成	令和	令和	令和	令和	令和
	30 年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
認定者数	81	70	69	59	57	62

[※]令和5年度(2023年度)は令和6年(2024年)1月末現在の数値

2 障害児の状況

萩圏域の保健・医療・保育・教育等の関係機関の連携により、障害のあるこどものライフステージに応じて必要な支援の提供を図っています。

児童発達支援(未就学児)の利用者数は横ばいとなっていますが、放課後等デイサービス(小中高生)及び保育所等訪問支援(未就学児・小学生)の利用者数は減少傾向となっています。

(単位:人)

区分	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
児童発達支援(未就学児)	5	4	4	3	4	4
放課後等デイサービス(小中高生)	6	7	5	4	2	2
保育所等訪問支援(未就学児・小学生)	3	3	9	4	2	2
合計	14	14	18	11	8	8

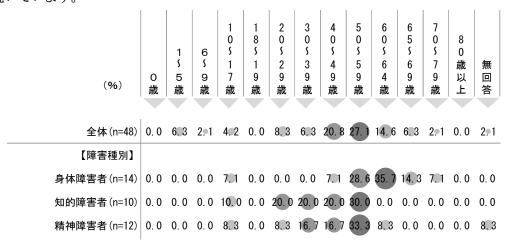
[※]令和5年度(2023年度)は令和6年(2024年)1月末現在の数値

3 福祉に関するアンケート調査の集計

(1)調査対象者について

問3 あなたの年齢をお答えください。

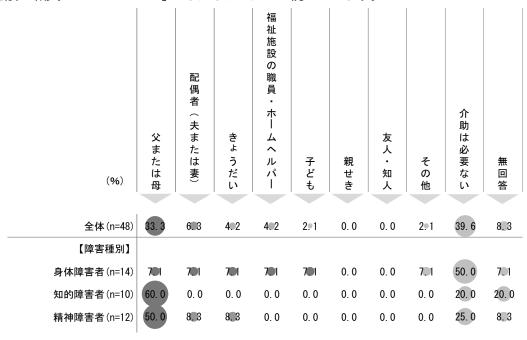
全体では、「50~59 歳」が 27.1%と最も高く、「40~49 歳」が 20.8%、「60~64 歳」が 14.6% と続いています。



(2)調査結果について

問5 あなたを介助してくれる人は、主にどなたですか。

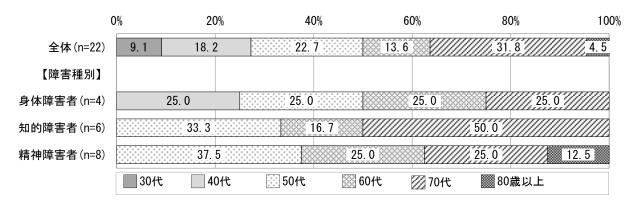
全体では、「父または母」が33.3%と最も高く、「配偶者(夫または妻)」が6.3%、「きょうだい」と「福祉施設の職員・ホームヘルパー」がそれぞれ4.2%と続いています。



問6 介助してくれる人の年齢、健康状態についてお答えください。(それぞれ1つ)

①介助者の年齢

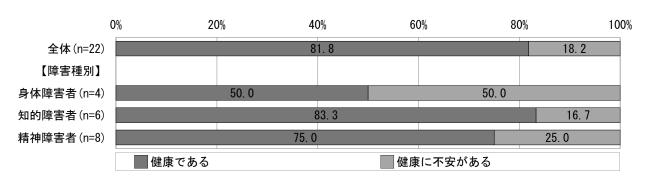
全体では、「70代」が31.8%と最も高く、「50代」が22.7%、「40代」が18.2%と続いています。



※「29歳以下」との回答は見られない

②介助者の健康状態

全体では、「健康である」が81.8%、「健康に不安がある」が18.2%となっています。



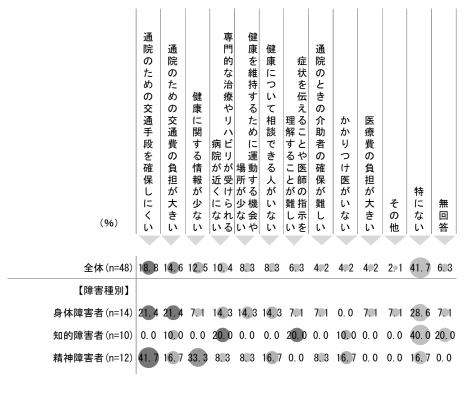
問7 これから先、あなたを介助してくれる人の高齢化や介助してくれる人がいなくなったときのために、 どのような支援が必要になってくると思いますか。(いくつでも)

全体では、「身のまわりの世話をしてくれる人の確保」が 37.5%と最も高く、「経済的な支援の充実」 と「相談支援の充実」がそれぞれ 35.4%と続いています。

(%)	身のまわりの世話をしてくれる人の確保	経済的な支援の充実	相談支援の充実		一人暮らしや共同生活に慣れるための	居場所の確	災害時の避難支援	日中過ごせる場所・仲間や友達と	まわりの人とのコミュニケーションの	進学や就職に向けた支援	その他	特にない	無回答
全体 (n=48)	37.5	35. 4	35. 4	33. 3	31.3	29. 2	29. 2	18.8	14.6	8.3	2.1	18.8	6.3
【障害種別】													
身体障害者(n=14)	42. 9	42. 9	35. 7	50.0	35. 7	57. 1	64. 3	21.4	7. 1	7.01	7. 1	7₽ 1	7 01
知的障害者(n=10)	30. 0	30.0	40.0	20.0	40.0	30. 0	40.0	10.0	10.0	0.0	0.0	30.0	10.0
精神障害者 (n=12)	58. 3	41.7	41.7	33. 3	58. 3	16.7	25.0	25.0	25. 0	8.3	0.0	83	0.0

問 11 あなたは、医療を受けることや健康の管理で困っていることがありますか。(いくつでも)

全体では、「通院のための交通手段を確保しにくい」が 18.8%と最も高く、「通院のための交通費の 負担が大きい」が 14.6%、「健康に関する情報が少ない」が 12.5%と続いています。

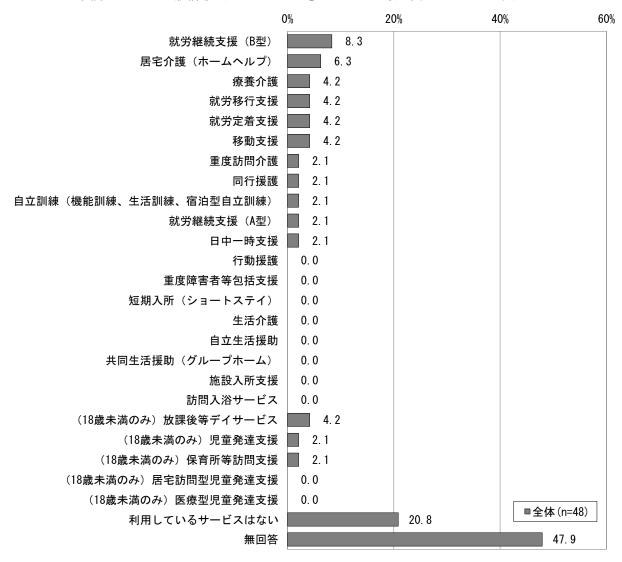


問12 あなたが、現在利用している障害福祉サービス等についておたずねします。

①現在、利用しているサービスをすべてお答えください。(いくつでも)

※受給者証の記載内容を参考にしてください。

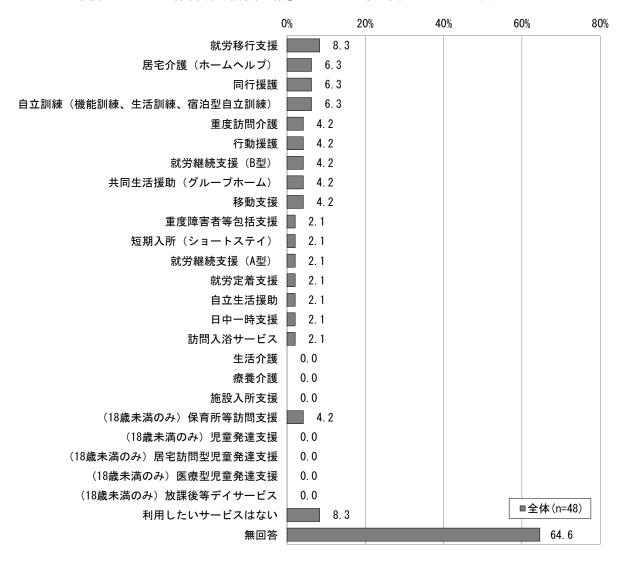
全体では、「就労継続支援(B型)」が8.3%と最も高く、「居宅介護」が6.3%と続いています。18歳未満のみでは、「放課後等デイサービス」が4.2%と最も高くなっています。



②今後新たに利用したいサービスはありますか。 (いくつでも)

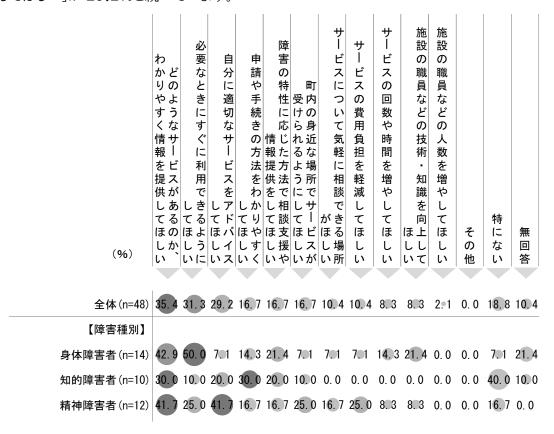
全体では、「就労移行支援」が 8.3%と最も高く、「居宅介護」と「同行援護」と「自立訓練(機能訓練、 生活訓練、宿泊型自立訓練)」がそれぞれ 6.3%と続いています。

18 歳未満のみでは、「保育所等訪問支援」が 4.2%と最も高くなっています。



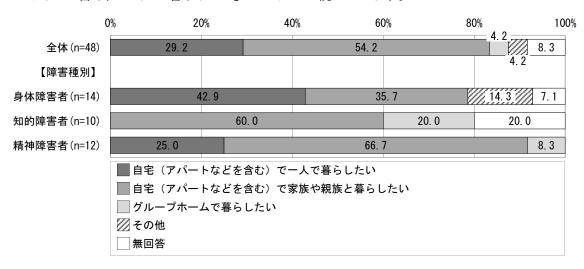
問 13 今後、障害福祉サービス等を利用しやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。 (主なもの5つまで)

全体では、「どのようなサービスがあるのか、わかりやすく情報を提供してほしい」が 35.4%と最も高く、「必要なときにすぐに利用できるようにしてほしい」が 31.3%、「自分に適切なサービスをアドバイスしてほしい」が 29.2%と続いています。



問15 あなたは今後、どのように暮らしたいと思いますか。

全体では、「自宅(アパートなどを含む)で家族や親族と暮らしたい」が 54.2%と最も高く、「自宅(アパートなどを含む)で一人で暮らしたい」が 29.2%と続いています。



※「福祉施設(障害者支援施設)で暮らしたい」「福祉施設(高齢者施設)で暮らしたい」との回答は見られない

問16 あなたが今後、地域で安心して暮らすためには、どのような支援や施策が必要ですか。(5つまで)

全体では、「医療や生活にかかる費用の負担が軽減されること」が 39.6%と最も高く、「障害のある人にとって暮らしやすい住まいが確保できること」が 31.3%、「相談したいときに、身近な場所ですぐに対応してもらえること」と「病院や施設、町などが連携して、障害者が地域で安心して暮らせるようにすること」がそれぞれ 29.2%と続いています。

					地						災害な				家族な	サー					
		障							身		نځ		自		ع	Ľ					
医		害		い	安	設			近		緊				`	ス			医		
療		の		٤	心	_`	:	地					の	た	介	ゃ	浴				
ゃ		あ		き	し	町													的		
生				に	て	な					ځ		思	の	L	練	移		ケ		
活	住			_	暮	کے					き	ŧ	を	支	て	が	動		ア		
				身	6	が					ľ	6	正	援	`	適	な		を		
																			囙		
											_	9	ζ,	充	9	に	出		뙨		
										場	時	ŗ	伍	美	人	文	吊	文	C		
賀田	1年	春:	÷	所了	2	Ĺ	,	כי			的	こ	٦ _,	느	か	17	生	けて	业		
用	ビモ	6	り	<u>ن</u> +	1-	72	٠ مد	い			, III	- +>	тш	,							4+
										Ø)	迴	なって	理	z'	思士	れ	.vs.	れっ	[- -	2	特
			ි -	<u> -</u>	ි -	古	ඉ :	工	<u>ම</u>	ි -	_ #	<u>ඉ</u>	門牛	ි -	をし	ි -					に
担が	_	9	<u>_</u>	1-	L	日が	ر ا	ガ	ے											他	ない
	にかかる費用の負担	療や生活にかかる費用の負担住まいが確保できるこ	や生活にかかる費用の負担 住まいが確保できるこある人にとって暮らしやす	医療や生活にかかる費用の負担障害のある人にとって暮らしやす	医療や生活にかかる費用の負担障害のある人にとって暮らしやすがしたいときに、身近な場所ですぐに談したいときに、身近な場所ですぐに	医療や生活にかかる費用の負担障害のある人にとって暮らしやすいたいときに、身近な場所できるこ談したいとうに、身近な場所ですぐに地域で安心して暮らせるようにするこ	医療や生活にかかる費用の負担を事のある人にとって暮らしやすいときに、身近な場所できるこ数したいときに、身近な場所ですぐに数したいときに、身近な場所ですぐに数したいときに、身近な場所ですぐにもいる。	医療や生活にかかる費用の負担 地域で安心して暮らせるようにするこ	医療や生活にかかる費用の負担 地域の人が障害について十分 できるこ かしてもらえるこ かしていときに、身近な場所ですぐにするこ かしてもらえるこ かしてもらえるこ かけいときに、身近な場所ですぐして暮らせるようにするこ かんじょう できる はない できんしゃ かんが できん かんが できん かんが できん かんが できん かんが できるこ	医療や生活にかかる費用の負担 地域の人が障害について十分 で安心して暮らせるようにするこ がしたいときに、身近な場所ですぐに がしたいときに、身近な場所ですぐに がしたいときに、身近な場所ですぐに がしたいときに、身近な場所ですぐに をして暮らしやす	医療や生活にかかる費用の負担 地域の人が障害について十分 地域の人が障害について十分 で安心して暮らせるようにするこ がしたいときに、身近な場所でするに をしてくれるこ でするとに、身近な場所でするに がって暮らしやす についてもらえるこ でするにかするに	医療や生活にかかる費用の負担 を療や生活にかかる費用の負担 を療や生活にかかる費用の負担 を変心して暮らせるようにするこ がしたいときに、身近な場所ですぐにするようにするこ をしたいときに、身近な場所ですぐにするこ をしたいときに、身近な場所でするにするこ をしたいときに、身近な場所でするにするこ をしてくれるこ	を療や生活にかかる費用の負担 事近に支援してくれる人がいるこ 身近に支援してくれる人がいるこ 地域の人が障害について十分 地域の人が障害について十分 で安心して暮らせるようにするこ 応してもらえるこ にするこくにとって暮らしやす である人にとって暮らしやす である人にとって暮らしやす	国外の意思を正しく伝え、理解したいときに、身近に支援してくれる人がいることがで安心して暮らせて、、障害のある人にとって暮らしやすいときに、身近な場所ですぐに、身近な場所でするこかしたいときに、身近な場所でするこかにある人にとって暮らせるようにするこかにしてもらえるこのである人にとって暮らしやする。	を療や生活にかかる費用の負担 自分の意思を正しく伝え、理解したいときに、身近な場所があるこ り近に支援してくれる人がいるこ 地域の人が障害について十分 地域の人が障害について十分 で安心して暮らせるようにするに がしたいときに、身近な場所ですぐに 身近な場所ですぐに かしてもらえるこ がしてもらえるこ	を療や生活にかかる費用の負担 を療や生活にかかる費用の負担 を療や生活にかかる費用の負担 を療や生活にかかる費用の負担 を療や生活にかかる費用の負担 を療や生活にかかる費用の負担 を療や生活にかかる費用の負担	サービスや訓練が適切に受けられるこ 自分の意思を正しく伝え、理解し 自分の意思を正しく伝え、理解してくれる人がいるこ 身近に支援してくれる人がいるこ 地域の人が障害について十分 理解してくれる人がいるこ で安心して暮らせるようになるこ で安心して暮らせるようにするこ 理解して、障害者 でもこるくに、身近に支傷のときに、身近にするこ 地域で安心して暮らせるようになるこ 理解して、障害者 でもこるくに、 をしてくれるしがいるこ はまいが確保できるこ 住まいが確保できるこ	食事や入浴、移動など日常生活で必要食事や入浴、移動など日常生活で必要食事や入浴、移動など日常生活で必要な場所があることを、大助してくれる人がいらことを、大助してくれる人がいることを、大助して表に、一時的に過ごせいがで安心して暮らせるようになることが、で安心して暮らせるようになることが、か助して暮らせるようになることが、であり近な場所であることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをで、身近な場所があることをで、身近な場所があることをで、身近な場所があることをで、身近にとって暮らせるとができることを表しているととを表しているととに、身近にとって暮らしやすりである人にとって暮らした。	を事や入浴、移動など日常生活で必要 自分の意思を正しく伝え、理解してくれる人が休息を述、介助してくれる人が休息を正しく伝え、理解してくれる人がいることをに、身近に支援してくれる人がいることをに、身近な場所です心して暮らせるようになることをに、身近な場所でするとで、身近な場所ですることをに、身近な場所ですることをに、身近な場所ですることをに、身近な場所ですることをは、身近な場所ですることをに、身近な場所ですることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをで、身近な場所があることをである人にとって暮らしやするとのでは、など、かりには、など、かりには、など、かりには、かりには、など、かりには、かりには、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、など、など、かりには、など、など、など、など、かりには、など、など、など、など、など、かりには、など、など、など、かりには、など、など、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、かりには、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、など、	医療や生活にかかる費用の負担を療いたいときに、身近な場所ですぐにものることをといいた数のをきに、一時的に過ごせための意思を正しく伝え、理解してくれる人が休息をといるとに、身近な場所ですぐにあることをに、身近な場所ですぐにあることをに、身近な場所ですぐにあることをに、身近な場所ですぐにあることをに、身近な場所ですぐにあることをに、身近な場所ですぐにあることをに、身近な場所ですぐにあられることをに、身近な場所ですぐにあることをに、身近な場所ですぐことをに、身近な場所ですぐことをは、身近な場所ですぐことを表して暮らせるようにであることを表している。	度事や入浴、移動など日常生活で必要に応じ 自分の意思を正しく伝えしているときに、一時的に過ごせるようになるようになるようになるようになることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近などが連携して、障害ととは、かいることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをでいるととに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをに、身近な場所があることをで、身近にとって暮らしやすに、身近な場所があることを表しているとは、

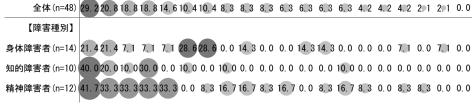
全体(n=48)	39.6	31.3	29. 2	29. 2	16.7	16.7	14.6	12.5	10.) 4	8.3	4.2	0.0	20.8	2.º1
【障害種別】														
身体障害者(n=14)	35. 7	42. 9	14.3	28. 6	7₽ 1	21.4	35. 7	7.1	70 1	7 01	0.0	0.0	14.3	0.0
知的障害者(n=10)	20.0	20.0	20.0	20.0	20.0	0.0	20.0	30.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30.0	10.0
精神障害者(n=12)	66. 7	41.7	58. 3	33. 3	33. 3	16.7	83	83	16.7	8.3	8.3	0.0	0.0	0.0

^{※「}病院や施設、町などが連携して、地域で安心して暮らせるようにすること」は「病院や施設、町などが連携して、障害者が地域で安心して暮らせるようにすること」の略

問 17 あなたが相談したいことは、どのようなことですか。 (いくつでも)

全体では、「自分や家族の老後のこと」が 29.2%と最も高く、「生活費や収入のこと」が 20.8%、「自分の体調のこと」と「家族・学校・職場・近所などでの人間関係のこと」がそれぞれ 18.8%と続いています。





^{※「}特にない (33.0%)」「その他 (0.0%)」「無回答 (8.3%)」は、ページの都合上表示していない

問18 あなたが相談先に望むことは何ですか。(主なもの5つまで)

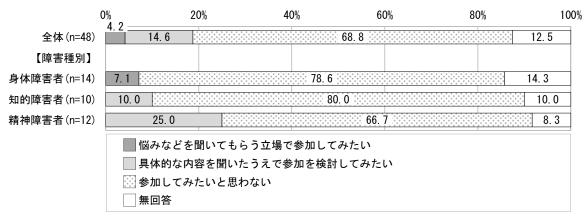
全体では、「1か所でどんな相談にも対応できること」が 31.3%と最も高く、「身近な地域で相談できること」と「障害の特性に応じて専門の相談ができること」がそれぞれ 22.9%と続いています。

(%)	1か所でどんな相談にも対応できること	身近な地域で相談できること	障害の特性に応じて専門の相談ができる	齢や状況などに応じた情報を提供	相談員の質を向上させること	休日や夜間、緊急時でも相談できること	ながら遠隔で相談できるやパソコンなどで相手の	場の人に相談ができるのある人やその家族な	自宅や病院、施設を訪問してくれること	電話・FAX・電子メールでの相談が	その他	特にない	無回答
全体 (n=48)	31.3	22. 9	22. 9	20.8	14.6	10.4	8.3	6.3	4.2	2.1	2.•1	33. 3	8.3
【障害種別】													
身体障害者(n=14)	35. 7	701	14.3	14.3	14.3	14.3	701	701	0.0	0.0	0.0	28. 6	21.4
知的障害者(n=10)	30.0	10.0	1000	1000	0.0	10.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	10.0
精神障害者(n=12)	41.7	25. 0	33. 3	25. 0	0.0	8.3	16.7	8.3	8.3	8.3	8.3	25. 0	0.0

問 20 障害のある人や障害のある子どもを育てた親が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障害の ある人や親の悩みなどを聞くという取組を「ピアサポート活動」と言います。

あなたは、この活動に参加してみたいと思いますか。

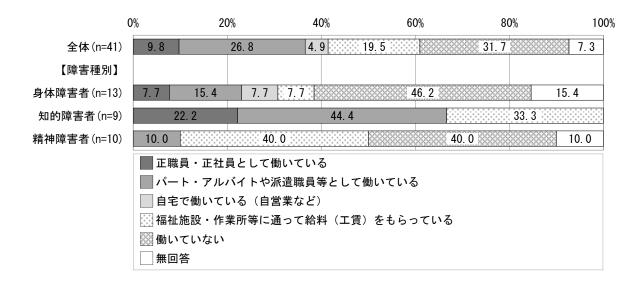
全体では、「参加してみたいと思わない」が 68.8%と最も高く、「具体的な内容を聞いたうえで参加 を検討してみたい」が 14.6%、「悩みなどを聞いてもらう立場で参加してみたい」が 4.2%と続いてい ます。



※「悩みなどを聞く立場で参加してみたい」との回答は見られない

問21 あなたは、現在、収入を得て働いていますか。※問3で18歳以上と回答した方に質問

全体では、「働いていない」が 31.7%と最も高く、「パート・アルバイトや派遣職員等として働いている」が 26.8%、「福祉施設・作業所等に通って給料(工賃)をもらっている」が 19.5%と続いています。



問 25 障害があっても働きやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(主なもの5つまで)

全体では、「短時間勤務など柔軟な働き方ができること」と「働きながら通院できること」、「障害があっても働ける場所が増えること」がそれぞれ37.5%と最も高くなっています。

(%)	短時間勤務など柔軟な働き方ができる	働きながら通院できること	障害があっても働ける場所が増えること	通勤手段が確保されていること	職場で差別がないこと	通勤にかかる費用が軽減されること	在宅勤務ができること	就労に向けた相談の場が充実している	援をしてく	るな こど	職場にバリアフリーなどの配慮がある	専門的な技術を身に着ける職業訓練が	障害のある仲間と一緒に働けること	その他	特にない	無回答
全体 (n=48)	37.5	37.5	37.5	33. 3	33. 3	18.8	16.7	14.6	12.5	10.4	8.3	6.3	4.2	2.•1	16.7	12.5
【障害種別】																
身体障害者(n=14)	14.3	35. 7	42. 9	35. 7	21.4	14.3	14.3	7□ 1	14.3	0.0	14.3	0.0	7.1	7□ 1	7□ 1	21.4
知的障害者(n=10)	20.0	20.0	40.0	30.0	30.0	20.0	0.0	10.0	30.0	10.0	0.0	0.0	10.0	0.0	30.0	10.0
精神障害者(n=12)	75.0	66. 7	41.7	58. 3	50.0	33. 3	41.7	83	16.7	25. 0	8.3	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0

問29 どのようなことに困っていますか。(いくつでも)

※「問 28 あなたは、人とコミュニケーションをとるときに困ることがありますか。」で「よくある」「時々ある」と回答した方に質問

全体では、「一度にたくさんのことを言われると混乱してしまう」が 60.0%と最も高く、「初対面の人に会うとき不安を感じる」が 48.0%、「自分の言いたいことが相手に伝わらない、または間違って伝わる」が 40.0%と続いています。

(%)	一度にたくさんのことを言われると混乱	初対面の人に会うとき不安を感じる	伝わらない、または間違って伝わる自分の言いたいことが相手に	タイミン	複雑な話や抽象的なことを理解できない	相手が何を話しているのか理解できない	を受け取	てもらう必要が、点字や音訳な	相手にマスクを外してもらう必要がある	なス	要 や で 装	その他	無回答
全体(n=25)	60.0	48. 0	40. 0	32. 0	32. 0	20.0	12.0	12.0	8.0	4.0	4.0	12.0	4.0
【障害種別】													
身体障害者(n=4)	25. 0	0.0	25. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	25. 0	0.0	0.0	0.0	0.0
知的障害者(n=4)	75. 0	50.0	25. 0	25. 0	50.0	0. 0	25. 0	25. 0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
精神障害者(n=11)	45. 5	36. 4	54. 5	36. 4	36. 4	27. 3	901	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	901

問31 あなたは、地域の人と、どのように関わりたいと思いますか。(主なもの2つまで)

全体では、「隣近所のつきあいを大切にしたい」が 33.3%と最も高く、「地域の人と親しくなりたい」 と「興味がある行事等があれば参加したい」がそれぞれ 20.8%と続いています。

(%)	隣近所のつきあいを大切にしたい	地域の人と親しくなりたい	興味がある行事等があれば参加したい	地域の活動に積極的に協力したい	地域を良くする活動に参加したい	その他	地域の人とはあまり関わりを持ちたくない	無回答	
A /L / 40)	00.0	00.0	00.0	0.0	0-1	0.0	07.1	110	
全体 (n=48)	33. 3	20. 8	20.8	6. 3	2.1	0. 0	27. 1	14.6	
【障害種別】									
身体障害者(n=14)	28. 6	21. 4	28.6	7.1	0. 0	0.0	28. 6	7.1	
知的障害者(n=10)	40. 0	30. 0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	
精神障害者(n=12)	16. 7	25. 0	33. 3	0. 0	0.0	0.0	33. 3	8.3	

問 33 障害のある人が、地域の社会活動などにもっと参加しやすくなるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(主なもの3つまで)

全体では、「施設の利用料や活動費への経済的な支援」が 31.3%と最も高く、「一緒に活動する仲間がいること」が 27.1%、「障害の特性に応じた社会活動に関する情報の提供」が 25.0%と続いています。

- / 0											
(%)	施設の利用料や活動費への経済的な支援	一緒に活動する仲間がいること	障害の特性に応じた社会活動に関する情報	施設や公共交通機関のバリアフリー化	介助者や手話通訳などの支援	指導してくれる人がいること障害の特性に応じたスポーツ活動を適切に	窓口が充実していることスポーツや芸術・文化活動についての相談	芸術・文化活動を適切に指導してくれる人	その他	特にない	無回答
全体 (n=48)	31.3	27. 1	25. 0	18.8	12.5	8.3	6.3	42	4.2	22. 9	12.5
【障害種別】											
身体障害者 (n=14)	21.4	35. 7	14. 3	28. 6	21.4	7.31	701	7.1	7.1	701	21. 4
知的障害者(n=10)	10.0	30.0	10.0	0. 0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	10.0
精神障害者(n=12)	58. 3	25. 0	33. 3	25. 0	8.3	16. 7	0.0	0.0	0. 0	25. 0	0.0

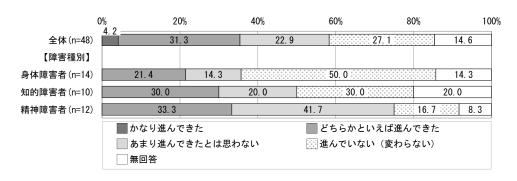
問34 あなたは、障害のことや福祉サービスに関する情報を、どこから知ることが多いですか。 (いくつでも)

全体では、「テレビやラジオのニュース」と「インターネット(スマートフォンやタブレット)」がそれぞれ 25.0%と最も高く、「サービス事業所の人や施設の職員」が 20.8%と続いています。

(%)	テレビやラジオのニュース	(スマートフォンやタブレット) インターネット	サービス事業所の人や施設の職員	本や新聞、雑誌の記事	行政機関の広報紙	行政機関の相談窓口	かかりつけの医師や看護師	病院の相談員や介護保険の	インターネット(パソコン)	家族や親せき、友人・知人	相談支援事業所などの民間の相談窓口	通園施設や認定こども園、学校	(団体の機関誌など)障害者団体や家族会	民生委員児童委員	その他	特にない	無回答
全体 (n=48)	25.0	25.0	20.8	16.7	16.7	14.6	14.6	10.4	4.2	4.2	4.2	2.1	0.0	0.0	4.2	18.8	6.3
【障害種別】																	
身体障害者(n=14)	50.0	14.3	21.4	21.4	701	21.4	14.3	701	0.0	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	701	701
知的障害者(n=10)	10.0	10.0	40.0	0.0	20.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0	30. 0	10.0
精神障害者(n=12)	8.3	25. 0	16. 7	8.3	25. 0	0.0	25. 0	8.3	8.3	8.3	0.0	0.0	0.0	0. 0	8.3	33. 3	0.0

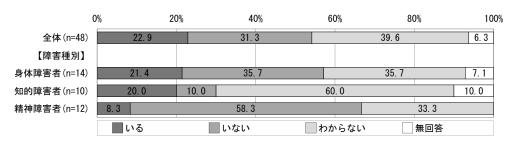
問35 平成28年に「障害者差別解消法(障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律)」が施行されましたが、あなたは、障害者に対する地域の人の理解は進んできたと思いますか。

全体では、「かなり進んできた」と「どちらかといえば進んできた」の合計が35.5%、「あまり進んできたとは思わない」と「進んでいない(変わらない)」の合計が50.0%となっています。



問37 災害時、家族が不在の場合など、近所にあなたを助けてくれる人はいますか。

全体では、「いる」が22.9%、「いない」が31.3%、「わからない」が39.6%となっています。



問38 地震や大雨、台風などの災害時に備えて、どのような対策が必要だと思いますか。 (主なもの3つまで)

全体では、「避難先でも適切な医療や薬を受け取ることができること」が 29.2%と最も高く、「障害の特性に応じて、避難場所や被害状況の情報を入手できること」と「安全な場所まで、すぐに避難できる対策ができていること」、「避難所生活でプライバシーを守る対策ができていること」がそれぞれ 25.0%と続いています。

(%)	受け取ることができるこ難先でも適切な医療や薬	報を入手できる応じて、避難場	対策ができているこな場所まで、すぐに避難でき	対策ができているこでプライバシーを守	支援者が確保できるするときや避難場所で介助	コミュニケーションがとれるこ 災害時でも、 周囲の人	難訓練を実施	避難場所が確保できること福祉避難所など障害者に配慮した	日頃から防災知識を普及・啓発すること	その他	特にない	無回答
全体 (n=48)	29. 2	25. 0	25. 0	25. 0	16.7	14.6	14.6	10.4	8.3	2.1	16.7	10.4
【障害種別】												
身体障害者(n=14)	21. 4	35. 7	35. 7	28. 6	21.4	701	701	0.0	701	0.0	14.3	14.3
知的障害者(n=10)	30.0	0.0	50. 0	10.0	20.0	10.0	20.0	10.0	0.0	0.0	20. 0	10.0
精神障害者(n=12)	33. 3	33. 3	25. 0	33. 3	33. 3	16.7	16.7	16.7	8.3	0.0	8.3	0.0

(3) 障害児の調査結果について

問39 お子さんの通所・通学先はどこですか。(いくつでも)

障害種別	通所・通学先
身体障害者(n =1)	・特別支援学校に通学している
知的障害者(n =1)	・特別又援子仪に選子している
精神障害者(n =1)	・その他

問40 お子さんの介助や支援にあたって、どのような不安や悩みがありますか。(いくつでも)

障害種別	通所・通学先
身体障害者(n =1)	・介助の必要な家族・親族がほかにもいる
知的障害者(n =1)	・月切り必安な家族・税族がほかにもいる
精神障害者(n =1)	・地域の人や周囲の理解がない ・何かあったときに世話を頼める人がいない

問 41 現在、お子さんの発達の遅れや障害について、主に、誰に(どこに)相談していますか。 (いくつでも)

障害種別	通所・通学先
身体障害者(n =1)	・かかりつけの病院 ・家族・親族
知的障害者(n =1)	・専門の病院 ・特別支援学校(総合支援学校)
精神障害者(n=1)	・かかりつけの病院

問 42 お子さんの主な介助者が、必要としている支援は何ですか。(いくつでも)

障害種別	通所・通学先
身体障害者(n =1)	・経済的な支援
知的障害者(n=1)	・程계別な又抜
精神障害者(n =1)	・心身のリフレッシュ

問43発育・発達上の支援が必要な子どものために、どのようなことが必要だと思いますか。(5つまで)

障害種別	通所・通学先
身体障害者(n =1)	・特にない
知的障害者(n =1)	ं चिटिकरा
精神障害者(n=1)	・身近な場所で子どもの発達について相談できる場所を増やすこと ・相談したいときに素早く、スムーズに相談できること

(4) 阿武町の取組について

問 44 あなたは、障害者にとって住みやすいまちをつくるためには、阿武町はどのような取組に力を入れる べきだと思いますか。(主なもの5つまで)

全体では、「医療費の助成や手当の支給など経済的な支援を充実する」が 50.0%と最も高く、「障 害福祉サービスを利用しやすくする」が 29.2%、「誰もが障害について学び、理解を深める機会を増 やす」と「就労のための支援や働く場を増やす」がそれぞれ 25.0%と続いています。

	医療費の助成や手当の支給など経済	障害福祉サー ビスを利用しやすく	誰もが障害について学び、理解を突	就労のための支援や働く場を増	交通機関など利便性を向上障害があっても移動しやすい道	住まいを確	社に関する情報を対象を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を表現を	目炎できる昜所を曽一	財産や権利を守る支援を充実	災害時の避難支援体制を充実	手話や音声などを活用し情	施設や建物をバリアフリー化	コミュニケーションの場を充実生に関すがふれあう機を発生を発生を発生しているがある。	特に	4111
(%)	実す的な	くする	増深めする	増やす	上道す路	保する	実提整 坩サ供えビサ	実する	実する	実する	化情報るを	化する	実機実芸するやる・	にない	無回答

全体(n=48) 50.029.225.025.018.816.716.714.612.512.512.512.58.3 6.3 6.3 4.2 2.1 12.54.2

【障害種別】

身体障害者 (n=14) 50.042.914.321.435.77.114.328.67.114.37.128.628.67.10.014.30.00.00

精神障害者(n=12) 66.725.025.033.316.741.716.725.08.316.70.00.00.08.30.00.08.30.0

問 45 阿武町の障害福祉の取組について、ご意見がありましたら、自由にご記入ください。

手帳の種類	回答						
身体障害者手帳1級	・身内から障害者として、差別を受けている人たちに対して、元旦やお盆の時に気軽に無料で雨風がしのげる建物を設営してほしいです。差別する身内には絶対に会いたくないです。 ・災害時の避難場所については、できる限り本人の意向に沿って対応してほしい。						
身体障害者手帳2級	・身体障害や精神障害の立場になって考えてください。・さまざまなアンケートを実施されておりますが、何らかの形で結果を返してほしいです。						
身体障害者手帳3級	・デマンド交通を当日でも利用可能にしてほしい。						
身体障害者手帳6級	・もし自分が障害者になったらと思って、障害者に優しく接してほしい。						
精神障害者保健福祉手帳2級	・介助をする立場ですが、家庭のことや仕事など全てを行うため、体を休める時間がなく疲れていると感じています。フルタイムで働いていますが、介助のために休日を取らせてくれと頼むのも限界があります。この状況を受けとめてくれる職場があればすぐにでも転職をするのになどと馬鹿なことを考えてしまいます。介助する立場の人を助けてもらえる仕組みはないのでしょうか?						
手帳は持っていない	・このアンケートは小さな子どもの名前で送られてきたが、親が見ても内容 に難しいところがある。もっとわかりやすいアンケート内容にするか、年 齢に合ったアンケートを作ってほしい。						

第2章 計画の基本理念と施策体系

1 基本理念

◎ 地域での協働・支え合い

障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた家庭や地域で自立し安心して暮らすことができる、思いやりの心に満ちた、ふれあい豊かな、みんなが協働し、支え合う社会の 実現をめざします。

◎ 就労・自立・社会参加の支援

障害のある人が、生涯を通じて、就労をはじめとした様々な社会経済活動に積極的に参加し、個性を発揮しながら、地域でいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざします。

◎ 主体性・選択性の尊重

障害のある人が、一人一人のライフスタイルに応じ、多様な選択肢の中から、自らの 生活を自らの意思で選択・決定していくことができる社会の実現をめざします。

2 基本目標

『障害のある人が住み慣れた地域で自立し安心して生活できる社会の実現』

3 施策体系

基本方向1 誰もが暮らしやすい社会づくり ②居住の安定の確保 ③地域力を活かした支え合いの推進

基本方向2

安心して暮らせる社会づくり

基本方向3

いきいきと暮らすことのできる社会づくり

【基本方向】

②地域生活の充実

①相談支援体制の強化

③保健・医療の充実

①就労の支援と雇用の促進

②療育・教育の充実

③障害者スポーツ・文化芸術の振興

【具体的な推進方向】

第3章 施策推進の方向

基本方向1 誰もが暮らしやすい社会づくり

障害のある人が、一人一人のライフスタイルに応じ、多様な選択肢の中から、自らの生活を 自らの意思で選択・決定していくことができる社会の実現をめざします。

1 権利擁護の推進

(1)権利擁護の推進

- 判断能力の十分でない障害のある人や認知症高齢者等に対し、福祉サービスの利用援助や日常 的金銭管理等の支援を適切に行うため、地域福祉権利擁護事業の普及・啓発を図るとともに、相談 支援の充実を図ります。
- 成年後見制度による支援を必要とする障害のある人のうち制度の利用に必要な経費負担が困難なものには、費用の一部を補助するほか、法人後見を含め制度の普及・啓発を強化します。
- 成年後見制度の申立人がいない場合には、町が代わって申立人になることができるようになって おり、町の申立て権の活用などにより制度の周知を図り、活用を促進します。
- 視覚障害や聴覚障害等がある人については、点訳・音訳奉仕員や手話通訳者等の派遣などコミュニケーションを支援する施策の充実を図ります。
- 悪質商法等による障害のある人の被害の未然防止の観点から、障害の特性に配慮した情報提供 等を推進します。

(2)障害者虐待の防止

- 障害のある人に対する虐待防止を推進するため、障害者に対する虐待の禁止、虐待を受けた障害者に対する保護、養護者に対する支援等について理解促進を図るとともに、山口県障害者権利擁護センターを中心に、町障害者虐待防止センター(町健康福祉課)や労働局等と連携し、障害者虐待の未然防止、早期発見及び迅速な対応、その後の適切な支援が図られるよう努めます。
- 障害者虐待や権利擁護に関する研修を実施し、人材養成を図るとともに、県社会福祉士会や県弁 護士会等の協力を得て専門的な助言を行い、関係機関との連携及び支援の強化を図ります。

2 居住の安定の確保

(1)住宅の確保

- グループホームについて、施設から地域生活への移行を促進する観点も踏まえ、地域的なバランスや質の確保等に配慮しながら整備を検討します。
- グループホーム事業について、地域の実情を踏まえた積極的な活用が図られるよう、事業者や利用者等に対する一層の周知と情報提供に努めます。
- 公営住宅の整備については、障害のある人が安心して快適に生活できるよう配慮した仕様とします。また、必要に応じ、障害の特性・程度に対応した改造を行います。
- 山口県居住支援協議会と連携を図り、住宅の確保に特に配慮を要する方が民間賃貸住宅に円滑 に入居できるよう、すみやかな情報提供を行います。

(2)防犯、防災対策の推進

- わかりやすい広報資料やパンフレット等を活用し、障害のある人や家族等が、災害に関する基礎的 知識を理解し、家庭における予防・安全対策等に対する意識が高まるよう取組を進めます。
- 社会福祉協議会や民生委員・児童委員と連携して、障害のある人に関する各種調査や保健福祉 サービスの提供等を通じて、災害時に支援等の必要な対象者や介護体制の有無等について、プラ イバシーに十分配慮しながら把握します。
- 福祉施設や病院等において、災害時に入所者・入院患者等の安全確保のための施設設備や組織 体制の整備、緊急受入れ先の確保、地域の自主防災組織や事業所防災組織等との連携・協力など を強化します。
- 防災訓練に当たっては、車椅子利用者等障害のある人を想定した避難誘導や情報伝達などに配慮するとともに、地域住民や自主防災組織等の十分な協力が得られるように努めます。
- 聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及に努めるとと もに、FAXや携帯電話等のEメールによる情報伝達の体制整備を進めます。
- 災害情報の伝達や避難誘導、見守り活動、救出・救護の協力等の支援体制づくりを進めるため、 地域の自主防災組織の育成や社会福祉協議会、民生委員・児童委員等との連携の強化を図ります。
- 避難所において障害のある人などに配慮した生活・支援が可能となるよう、公的住宅、社会福祉施 設等との連携体制を構築しておくとともに、福祉関係団体等の連携・協力の下、食事等の介助や援 助物資の供給など支援体制の充実を図ります。
- ○「110番福祉FAX」(聴覚障害者からの110番受理専用システム)や各相談窓口の相談FAX、Eメールアドレスやアプリの広報・普及に努めます。
- ○障害者の消費者被害に対応するため、庁内関係各課と情報交換を行うとともに、民生委員・児童委員、老人クラブ、警察等と情報を共有し、被害の未然防止に努めます。

3 地域力を活かした支え合いの推進

- 「地域福祉計画」等と整合性をとりながら、高齢者・障害者・障害児・特別な支援を必要とする人等 のできないところを、住民が積極的に参画し、地域で支える取組を充実・強化します。
- ○「福祉の輪づくり運動」を更に進め、障害のある人の在宅生活を地域全体で支えるとともに、障害 のある人自らが地域の一員として活動に参加できる、小地域ネットワークづくりを進めます。
- 障害のある人の在宅生活を支え、地域での障害福祉サービスの利用を支援する担い手として、民 生委員・児童委員の活動に対し必要な支援を行います。
- 保健福祉施設や学校、企業など幅広い分野からボランティア活動への参入を促進します。
- 地域におけるボランティア活動の拠点となる町ボランティアセンターを整備するとともに、その中核 的な人材であるボランティアコーディネーターの養成をします。

重点的な取組

重点的な取組

- ◆ 自らの判断で障害福祉サービスを利用することが困難な障害のある人に、地域で自立した生活が送れるよう福祉サービスの適切な利用を周知、援助
- ◆ 成年後見制度の利用促進の強化
- ◆ 地域福祉運営協議会の活用など、相談支援事業所や町の相談支援体制の強化
- ◆ 公営住宅や民間賃貸住宅の情報提供体制の強化、充実
- ◆ 相談支援事業所等を中心とした関係機関の連携強化
- ◆ 住民が積極的に参画する地域での支え合いの体制づくり、ピアサポートの強化

障害の有無にかかわらず誰もが住み慣れた家庭や地域で自立し安心して暮らすことができる、思いやりの心に満ちた、ふれあい豊かな、みんなが協働し支え合う、社会の実現をめざします。

1 相談支援体制の強化

(1)身近な地域における相談支援の充実

- 地域住民が自主的に地域生活課題を把握できる体制構築を行い、対象者の早期発見と早期の連携を図ります。
- あらゆる福祉課題に対応できるよう、阿武町総合相談センターを中心に、各ケースに応じ、行政、 医療機関等が連携する体制の充実を図ります。

(2)専門性の高い相談支援の確保

○ 精神障害、発達障害、高次脳機能障害等の特性や支援技法等の理解を深め、様々なケースにも 柔軟に対応できるよう、相談業務従事者の養成研修等による人材育成を行います。

2 地域生活の充実

(1)障害福祉サービスの充実

- 高齢者、障害者児などの多様な利用者が、住み慣れた家庭や地域で自立し安心して暮らすことができるよう、同一の事業所で一体的にサービスを提供する共生型サービスの提供体制の充実を図ります。
- 県と町がそれぞれの役割に応じ、障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた地域生活 支援事業の充実を図ります。

(2)住まいの確保

- 障害のある人等の公営住宅への入居について配慮するとともに、障害のある人が安心して快適に 生活できるよう配慮した仕様とし、また、既存の住宅についても必要に応じ、障害の特性・程度に対 応した改造を行います。
- 障害のある人が住み慣れた地域で、自立し充実した生活を送ることができるよう、生活拠点となる グループホームを地域的なバランスや質の確保等に配慮しながら整備します。

(3)退院可能な精神障害者の地域生活移行への支援

- 退院可能な精神障害者が、退院後も孤立せず地域で自立した生活ができるよう、福祉サービス事業所等の体験利用等、社会参加の場を確保し、本人の段階にあった在宅生活継続のための体制づくりと必要なサービスの充実、利用促進を継続します。
- 精神科病院、施設、町、保健所、相談支援事業所などの関係機関と連携しながら、精神障害者の 地域生活への移行支援と退院後の生活の安定を図ります。
- 地域生活への円滑な移行を図るため、地域住民の理解促進に努めます。

3 保健・医療の充実

(1)疾病等の発生予防

- 生活習慣病の予防のため、「ハッピーあぶ町健康プラン」に基づく健康づくりを積極的に展開し、町 民の健康を支援する社会環境づくりや地域活動の推進を図ります。
- 障害のある人や高齢者が、住み慣れた地域で安全かつ安心して生活していくためには、寝たきりや要介護状態にならないよう生活機能の維持向上を図る必要があるため、地域における支援体制の整備の充実を図ります。
- 妊産婦や乳幼児に対する健康教育・健康相談、健康診査、療育相談等の適切な推進を図り、障害児を早期に発見し、早期に適切な療育等を提供するため、関係機関の連携による啓発・フォローアップ体制の充実を図ります。
- 学校、職域、地域における健康診査等の適切な実施、疾患等に関する相談、カウンセリング等の提供機会の充実を図ります。

(2)精神保健対策の推進

- 心の健康に関する知識の普及・啓発や相談体制の充実を図るとともに、ひきこもりや不登校等の 心の問題への対応については、地域住民と医療・保健・福祉・教育等の関係機関が連携して総合的、 横断的な取組の充実を図ります。
- うつ病等精神疾患の正しい理解の促進やアフターケア対策などの取組を促進します。
- 地域で生活する精神障害者を支援するため、精神通院医療の活用を図り、精神科デイケアや訪問 看護等を含め通院医療の充実を図ります。

(3)困難ケースへの対応

- 生活困窮やごみ屋敷問題等、制度範囲外の問題など特別な支援を必要とする人への対応については、家族、地域住民、各部署や各関係機関等が連携して、総合的、横断的な取組を進めます。
- 地域で生活する難病患者や家族の生活の質の向上を図るため、健康福祉センターと連携をとりながら、相談事業や訪問指導等を行い、在宅療養を支援します。
- 神経難病等の重症難病患者に対して、適時適切に病床や医療の提供を行うことができるよう、関係者機関とのネットワークの充実を図ります。
- 医療的ケア児や難病患者等の病状等に応じ、保健・医療・福祉 サービスが適時適切に提供されるよう、健康福祉センターや町等関係機関の連携の下、サービス調整の強化を図ります。

重点的な取組

重点的な取組

- ◆ 相談支援事業所を中心とした地域住民を含めた関係機関のネットワークの強化
- ◆ 制度の谷間にある問題に対する、地域住民を含めた各関係機関の横断的な連携の充実
- ◆ 阿武町地域福祉運営協議会の活動の充実
- ◆ 地域の実情に応じた、サービスの充実と質の向上
- ◆ 退院後の生活支援の強化

障害のある人が、生涯を通じて、就労をはじめとした様々な社会経済活動に積極的に参加 し、個性を発揮しながら、地域でいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざします。

1 就労の支援と雇用の促進

(1)就労に向けた支援

- 障害のある人の適性や能力に応じた作業や日中活動が安定的に行われるよう、また退院後の精神障害者等の社会参加の場として、地域活動支援センターの安定した運営を図ります。
- ○「障害者優先調達推進法(平成25年(2013年)4月)」により拡大が期待される官公需の優先発注 や企業等からの受注の促進など、受注・販売力の強化を図ります。
- 福祉施設から一般企業への就労を促進するため、支援者、家族等の意識を更に高めるとともに、 就労移行支援事業所等における就労支援制度の周知を図り、一般企業への就労へつながるよう支 援します。

(2)障害者雇用の促進

- 障害のある人の就労体験の場づくりの拡大と障害のある人の雇用への理解の促進を図ります。
- 就労希望相談については、障害者就業支援センターほっとわーくやハローワークと連携をとりなが ら、早期の就労につながるよう、的確な情報提供を行います。
- 障害のある人の雇用を進めるとともに、企業等への意識啓発を図ります。
- 就業面・生活面の一体的支援を行うため、保健福祉・教育等の関係機関のネットワークによる支援 体制の強化を図ります。

2 療養・教育の充実

(1)就学前療育・教育の充実

- 発達が気になる段階からの療育支援が重要であることから、保護者が気軽に相談できるような体制の充実を図ります。
- 初期相談から就学まで一貫した支援を図るため、児童相談所、保育園、学校との連携を一層強化します。
- 障害のある幼児が適切な療育サービスを利用できるよう、地域の実情等も踏まえながら、児童発達支援事業所や保育所等訪問支援、放課後等デイサービスなどサービス提供体制の充実を図ります。
- 保育園において障害のある幼児の受け入れが円滑に進むよう、保育所等訪問支援サービスを利用し、保育園での発達支援に対応します。
- 就学指導に当たっては、町教育委員会が早期から相談支援を行えるよう、関係機関との連携強化を図ります。また、教育支援会議で就学先を決定する際には、保護者及び専門家の意見を聴くとと もに、保護者に対し情報の提供に努めます。

(2)義務教育段階の教育の充実

- 障害の多様化に対応できるよう、一人一人の児童生徒の状況に応じた個別の指導計画・教育支援計画の作成により、きめ細かく教育内容や方法等の改善を図るなど、特別支援教育の質的充実を継続します。
- 小・中学校管理職への研修等を通して、学校運営上に特別支援教育を明確に位置付け、学校教育全体における理解と認識が深まるよう取組を推進します。
- 放課後、長期休業中など学校生活以外の時間において、障害のある児童生徒の活動の場が適切 に確保されるよう、福祉・教育が連携した対応がとれる体制の整備を図ります。
- 地域社会や保育所、小・中学校、高等学校等で、障害に対する理解や認識が深まるよう、特別支援学校や特別支援学級等との交流や共同学習を推進します。
- 障害のある児童生徒の放課後や学校休業日等の対応を図るため、児童クラブへの受け入れや日 中一時支援等のサービスを充実します。
- 卒業後の地域での生活がより円滑に営めるよう、在学中から学校教育関係者と卒業後の地域での支援を担当する福祉・労働関係者等が連携して、地域での支援を準備できる体制の充実を図ります。

(3)障害の理解・啓発の推進

○ 発達障害や自閉スペクトラム障害等の広報周知等を行い、未就学児及び就学児等の保護者に対する理解・啓発を推進します。

3 障害者スポーツ・文化芸術の振興

(1)障害者スポーツの普及と参加しやすい環境づくりの推進

○ 障害のある人が生涯を通じてスポーツを楽しむことができるよう、各種スポーツ大会の開催や毎年開催される、全国障害者スポーツ大会の周知啓発や、障害者用スポーツ種目の普及の実現に向け、身近な地域で一人一人が自分にあった活動の場を自由に選択し、気軽に取り組めるよう環境づくりを整備します。

(2)障害のある人を含めた町民誰もが参加できる身近な文化芸術活動の充実

- 地域において、障害のある人を含めた町民誰もがレクリエーションや文化芸術活動に参加することができる機会の充実を図り、その活動成果を周知するとともに、障害のある人の文化芸術活動等に対する町民の意識啓発を推進します。
- 障害のある人の創作活動等の発表の場と芸術文化の鑑賞機会を提供するとともに、町民誰もが 芸術文化にふれ、障害のある人との交流を促進します。

重点的な取組

重点的な取組

- ◆ 地域における障害のある人の就業生活支援の充実
- ◆ 乳幼児期から学校卒業まで一貫・連続した支援の強化
- ◆ 相談支援体制の充実・強化と障害の多様化に対応した教育の強化
- ◆ 障害者スポーツ及び芸術文化活動の普及や参加しやすい環境づくりの充実

第4章 計画の推進体制

今後、この計画に基づいて、総合的な障害福祉施策を着実に推進するため、関係団体等と連携しながら、「阿武町地域福祉運営協議会」等で計画の進捗状況を毎年度点検するなど、適切な対応を図ります。

1 計画の推進体制

各般にわたる障害福祉施策の着実かつ効果的な推進を図るためには、雇用、教育、医療等の分野を超えた総合的な取組が必要です。また、町民、関係団体、企業、行政等が、それぞれ適切な役割分担のもと、連携・協働して障害福祉施策の推進を図る必要があります。

(1)町民の役割

【障害のある人】

- 社会の構成員の一人として、積極的に社会経済活動に参画し、地域の人々との交流を進め、自立 した生活をめざすことが必要です。
- バリアフリー、ノーマライゼーションの実現に向けて、当事者の視点から積極的に意見・提言を行う ことが求められています。
- ボランティア活動や地域活動に積極的に参加することが必要です。

【地域・家庭】

- 地域や家庭、学校などで、障害や障害のある人に対する正しい理解を深め、地域で共に支えながら暮らしていける環境づくりを進めることが必要です。
- 障害のある人が地域の一員として責任と役割を担い、日常の活動に参加できるような地域づくり を進めることが必要です。

(2)民間団体、企業などの役割

【民間団体】

- 障害者団体は、障害のある人の生活の擁護と理解の促進のため、当事者や家族等のニーズに基づいた具体的な支援活動や各種啓発活動など、自主的な活動を展開することが必要です。また、障害のある人や家族の仲間づくりを進めることにより、支援の輪を広げ、障害のある人の社会参加を促進していくことが必要です。
- 事業者は、保健福祉サービスに関する情報の提供、質の評価と向上に努め、障害のある人の意向を尊重し、障害の状況に応じた公正で適切なサービス提供に努めることが必要です。また、地域の関係機関と連携を密にし、地域で暮らす障害のある人や家族等への支援を行うとともに、ニーズに応じた事業展開を図っていくことが必要です。
- 専門職で構成される団体等については、人材の資質向上に取り組むほか、その専門性を生かして 障害者福祉と障害のある人の権利擁護の一層の向上に取り組むことが必要です。

【企業】

- 障害者雇用を積極的に進めるとともに、障害のある人に配慮した職場環境の創出に努めることが 必要です。
- 企業の組織、人材等を活用し、地域における企業ボランティア活動など積極的に社会貢献活動を 展開することが必要です。

(3)行政の役割

- 計画における事業目標を設定し、計画の着実な推進を図ることが必要です。
- 地域における障害者福祉を進める主体として、阿武町地域福祉運営協議会を活用し、地域のニーズの把握に努めるとともに、地域の実情にあったきめ細かな施策を、計画的に推進することが必要です。
- 雇用、教育、医療等様々な分野の支援ネットワークの強化を図ることが必要です。

2 計画の達成状況の点検及び評価

- 計画の実効性を確保する観点から、毎年度、計画の推進状況を点検しながら、分析・評価を行います。
- 計画を達成する上での課題等については、「阿武町地域福祉運営協議会」等において、関係者の 意見を聴きながら、適切に対応することとしています。

第5章 成果目標の達成状況

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

(1) 施設入所から地域生活に移行する者の数

令和4年度(2022年度)末までに、施設入所者の中から地域生活への移行はありませんでした。

項目	成果目標	進捗状況 (令和4年度末)
基準値(令和元年度):13人	13 人×8%=1 人	
令和5年度末の地域生活移行者数	1人	0人

(2) 福祉施設入所者数の削減

令和4年度(2022年度)末までに、施設入所者の中から4人を削減しました。

項目	成果目標	進捗状況 (令和4年度末)
基準値(令和元年度):13人	13 人×8%=1 人	
令和5年度末の施設入所者数の削減	1人	4人

2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

(1) 地域生活支援拠点等の整備

町内には地域生活支援拠点等は有りません。

項目	成果目標	進捗状況 (令和4年度末)
地域生活支援拠点等の整備か所数	1	無

(2) 運用状況の検証の場の設定

地域生活支援拠点等(システム)が有する機能の充実に向けた検証及び検討は、年1回実施しています。

項目	成果目標	進捗状況 (令和4年度末)
地域生活支援拠点等 (システム) が有する機能の充実に向けた検証及び検討の年間の実施回数	年1回	年1回

3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設から一般就労へは、移行がありませんでした。

項目	成果目標	進捗状況 (令和4年度末)
令和5年度末の一般就労移行者数	1人	0人

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築については、「精神障害者の地域移行支援」及び「精神障害者の地域定着支援」並びに「精神障害者の共同生活援助」が令和4年度(2022年度)末では未達成となっています。

	成果目標	進捗状況 (令和4年度末)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催 回数	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係 者の参加者数	9	9
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1
精神障害者の地域移行支援 [※]	1	0
精神障害者の地域定着支援※	1	0
精神障害者の自立生活援助 [※]	0	0
精神障害者の自立訓練(生活訓練)※	0	0
精神障害者の共同生活援助 [※]	7	4

注:※は月間利用者数

5 障害児支援の提供体制の整備等

(1)児童発達センターの設置

児童発達支援センターは、萩圏域の施設を利用しています。

項目	成果目標	進捗状況 (令和4年度末)
児童発達センターの設置	萩圏域の施設の利用	萩圏域の施設の利用

(2) 保育所等訪問支援の実施

保育所等訪問事業については、萩圏域の施設(児童発達支援センター)を利用し実施しました。

項目	成果目標	進捗状況 (令和4年度末)
保育所等訪問支援の実施	萩圏域の施設(児童発達 支援センター)の利用	萩圏域の施設(児童発達 支援センター)の利用

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、 萩圏域で図ります。

項目	成果目標	進捗状況 (令和4年度末)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業 所及び放課後等デイサービス事業所の確保	萩圏域で確保	無

(4) 医療的ケア児支援のための協議の場を設置

医療的ケア児支援のための協議の場については、阿武町子ども・子育て会議を協議の場として活用しています。

項目	成果目標	進捗状況 (令和4年度末)
医療的ケア児支援のための協議の場を設置	阿武町地域福祉運営協議 会を協議の場として活用	阿武町地域福祉運営協議 会を協議の場として活用

(5) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置

医療的ケア児等に関するコーディネーターについては、県が実施するコーディネーター養成講座へ 受講者を推薦するにとどまりました。

項目	成果目標	進捗状況 (令和4年度末)
医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置	有	有

6 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制については、関係機関との連携の充実・強化を図っています。また、ニーズに対応できる人材育成の支援も実施しています。

項目	成果目標	進捗状況 (令和4年度末)
関係機関との連携により相談支援体制の充実を図る	有	有
ニーズに対応できる人材育成の支援	有	有

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

県が実施する障害福祉サービス等に係る研修は3人が受講しました。

障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所等と共 有を図り、障害福祉サービスの適正な運営を確保することはありませんでした。

項目	成果目標	進捗状況 (令和4年度末)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の受 講	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果 を分析してその結果を活用し、事業所等と共有を図 り、障害福祉サービスの適正な運営を確保する	無	無

8 発達障害等に対する支援

発達障害等に対する支援については、令和4年度(2022年度)末では無しとなっていますが、今後 県等が実施するペアレントトレーニング等への参加を推進するとともに、ピアサポート活動についての 周知・啓発・活動支援を図ります。

項目	成果目標	進捗状況 (令和4年度末)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1	無
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1	無
ペアレントメンターの人数	1	無
ピアサポートの活動への参加人数	1	無

第6章 成果目標

国の基本指針に基づき、本町の令和8年度(2026年度)の目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、以下の 2 つの成果目標を、令和4年度末時点の施設入所所者数 11人を基準に設定します。

(1) 施設入所から地域生活に移行する者の数

施設入所者のうち、令和5年度(2023年度)から令和8年度(2026年度)までの累計で1人が地域 生活に移行します。

項目	目標値
地域生活移行者数(令和5年度~8年度までの累計)	1人

(2) 福祉施設入所者数の削減

令和8年度(2026年度)末の施設入所者数を令和4年度(2023年度)末時点の入所者数から1人以上削減します。

項目	令和 4 年度末時点 入所者数	令和8年度末時点 入所者数	目標値
施設入所者数の削減	11人	10人	1人

2 地域生活支援の充実

(1) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、令和8年度(2026年度) 末までの間に地域生活支援拠点等を整備します。

項目	令和8年度
① 地域生活支援拠点等の設置状況	有
② コーディネーターの配置人数	配置
③ 地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置	配置
④ 支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	有
⑤ 支援の実績等を踏まえた運用状況の検証及び検討(検証及び検討の実施回数)	年1回

(2) 強度行動障害を有する障害者の支援体制の整備

萩圏域において、令和8年度(2026年度)末までに、強度行動障害を有する障害者に関して、その 状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。

項目	令和8年度
① 強度行動障害を有する障害者に関するニーズ把握等の実施	令和8年度までに実施
② 強度行動障害を有する障害者に関する地域の関係機関が連携した支援体制の整備	有

3 福祉施設から一般就労への移行等

萩圏域において、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するため、協議会(就労 支援部会)等を設けて取組を進めます。

(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行

項目		目相	票値	
就労移行支援事業等を通じた一般就労移行者数	1人	うち就労移行支 援事業 0人	うち就労継続支 援 A 型事業 1 人	うち就労継続支 援 B 型事業 0 人

(2) 一般就労後の定着支援

項目	目標値
就労定着支援事業の利用者数	1人

4 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に向けた体制づくりが必要です。そのため、保健・医療・福祉関係者による協議の場の活性化に向けた取組をはじめ、入所施設等から地域生活への移行、地域での定着支援などを推進します。

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回 数	1 回	1 回	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の関係者 の参加者数	9人	9人	9人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における 目標設定及び評価の実施回数	1 回	1回	1 回
精神障害者の地域移行支援※	1	1	1
精神障害者の地域定着支援※	1	1	1
精神障害者の自立生活援助**	0	0	0
精神障害者の自立訓練(生活訓練)**	0	0	0
精神障害者の共同生活援助**	5	5	5

注:※は年間利用者数

5 障害児支援の提供体制の整備等

萩圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等 を活用しながら、障害児の地域社会体制を構築します。

(1)児童発達センターの設置

項目	目標値
児童発達センターの設置	萩圏域の施設の利用

(2) 保育所等訪問支援の実施

項目	目標値
保育所等訪問支援の実施	萩圏域の施設(児童発達支援センター)の利用

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

項目	目標値
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	萩圏域で確保
及び放課後等デイサービス事業所の確保	が回えて降が

(4) 医療的ケア児支援のための協議の場を設置

項目	目標値
医療的ケア児支援のための協議の場を設置	阿武町地域福祉運営協議会を協議の場として活用

(5) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置

項目	目標値
医療的ケア児等に関するコーディネーターの設置	設置済み

6 相談支援体制の充実・強化等

(1) 基幹相談支援センターの配置等の状況に関する目標

阿武町総合相談センターを基幹相談支援センターとし、地域相談支援体制の強化に努めます。

項目	目標値					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
基幹相談支援センターの設置	設置	設置	設置			
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的 な指導・助言件数	4回	4回	4回			
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	1	1	1			
地域の相談支援機関との連携強化の取組の実施回数	4	4	4			
個別事例の支援内容の検証の実施回数	4	4	4			
主任相談支援専門員の配置数	0	0	1			

(2)協議会での検討状況に関する目標

項目	目標値					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	1	1	1			
参加事業者·機関数	1	1	1			

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

阿武町として、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための体制を構築します。

項目			目標値	
坝 日		令和6年度	令和7年度	令和8年度
都道府県が実施する障害福祉サービス その他の研修への職員の参加人数	等に係る研修	3人	3人	3人
障害者自立支援審査支払等システム 等による審査結果の分析、その結果の	体制有無	有	有	有
活用、事業所や関係自治体等と共有 する体制の有無及びその実施回数	実施回数	1	1	1
指導監査結果の関係自治体との共有体制の有無		無	有	有
指導監査結果の関係自治体との共有回	 数	無	有	有

8 発達障害等に対する支援

項目	目標値					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	1人	1人	1人			
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数	1人	1人	1人			
ペアレントメンターの人数	1人	1人	1人			
ピアサポートの活動への参加人数	1人	1人	1人			

第7章 障害福祉サービス等の必要量の見込みと方策

1 障害福祉サービス等の必要量の見込み

(1) 障害福祉サービスの内容

種類	サービス名	サービス内容
	居宅介護 (ホームヘルプ)	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家 事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行 います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者その他の障害のある方で常時介護を要するものとして厚生労働省令で定めるものに、居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある方等につき、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。
	行動援護	障害のある方等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、 外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際 に必要な援助を行います。
^	重度障害者等包括支援	重度の障害のある方等に対し、居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。
介護給付	生活介護	障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害のある方であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。
	療養介護	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障害のある方であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障害のある方等につき、 当該施設に短期間入所し、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。
	施設入所支援(障害者支 援施設での夜間ケア等)	施設に入所する障害のある方につき、主として夜間において、入浴、排せつ 及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活 上の支援を行います。

種類	サー	·ビス名	サービス内容		
	自立	機能訓練	身体障害のある方につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通所 し、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害の ある方の居宅を訪問することによって、理学療法、作業療法その他必要なリ ハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行い ます。		
	訓練	生活訓練	知的障害又は精神障害を有する障害のある方につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通所し、当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害のある方の居宅を訪問することによって、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。		
訓練	就労移行支援 訓練等給付 A型 (雇用型) 就労継続 支援 B型 (非雇用型)		就労を希望する 65 歳未満の障害のある方であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方につき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。		
等給 付			A型 することが可能な 65 歳未満の者に対し、 (雇用型) 供、その他の就労に必要な知識及び能力の必要な支援を行います。		企業等に就労することが困難な者につき、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な 65 歳未満の者に対し、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。
			一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な 人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業への雇用に結びつかなかった 人、50歳に達している人などに一定の賃金水準に基づく働く場を提供する。 ともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を習得するために必要な支援 を行います。		
	就労定着支	援	就労移行支援などを利用して就業した方の就労を継続するために、事業所や 家族との相談や連絡調整などの支援を行います。		
	共同生活援		地域で共同生活を営むのに支障のない障害のある方につき、主として夜間に おいて、共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助を 行います。		
	自立生活援助		障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人に、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害のある方への理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行います。		
相談支	計画相談支援		障害福祉サービス又は地域移行支援・地域定着支援を利用する障害のある方及び障害児相談支援で対象となるサービス以外の障害福祉サービスを利用する障害のある児童を対象に、それらのサービスを利用するに当たって必要となる「サービス等利用計画」を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行います。		
相談支援事業	地域移行支	援	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を 対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支 援、住居確保、関係機関との調整等を行います。		
	地域定着支	援	居宅において単身で生活している障害のある方等を対象に常時の連絡体制を 確保し、緊急時には必要な支援を行います。		

(2) 障害福祉サービス実績・見込量と確保策

障害福祉サービスについては、訪問系、日中活動系、居住系の3つに区分して必要量を見込みます。 サービス量の見込みは、令和4年度(2022年度)までの実績を踏まえ、現在の利用者を基礎として、 利用者のニーズ、退院可能な精神障害者を含めた新たなサービス利用者の見込み数などを勘案し、 地域の実情を踏まえて設定しています。

ア 訪問系サービス

前計画期間の実績見込みを踏まえ、町内の事業者を中心にサービス提供体制を確保し利用量を見込みます。

		Ī	前計画の実績		本計画の見込み		
事業名	単位	令和 3年度	令和 4 年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
尼 克入港	時間/月	12	15	18	24	24	24
居宅介護	人/月	2	2	2	3	3	3
壬血計明人業	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0
√	時間/月	0	0	0	0	0	0
行動援護	人/月	0	0	0	0	0	0
子 中 中 7	時間/月	0	0	0	0	0	0
重度障害者等包括支援	人/月	0	0	0	0	0	0
□ /- \vi =#	時間/月	0	0	0	4	4	4
同行援護	人/月	0	0	0	1	1	1
	時間/月	12	15	18	28	28	28
訪問系 計	人/月	2	2	2	4	4	4

[※]令和5年度(2023年度)は令和5年(2023年)4月~9月の実績

イ 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、生活介護、就労継続支援(A型)及び就労継続支援(B型)の利用が多く なっています。

本計画では、町内の事業者を中心にサービス提供体制を確保し、設定するものとします。

		Ī	前計画の実績		本計画の見込み		
事業名	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
LY A =#%	人日/月	35	44	30	59	59	59
生活介護 [※] 	人/月	3	3	3	4	4	4
	人日/月	0	0	0	0	0	0
自立訓練(機能訓練)	人/月	0	0	0	0	0	0
₹4,52,40 +1,52	人日/月	0	0	0	6	6	6
就労選択支援	人/月	0	0	0	2	2	2
点点别体 (化 还别体)	人日/月	13	17	0	17	17	17
自立訓練(生活訓練)	人/月	1	1	0	1	1	1
計 出移仁士採	人日/月	0	0	11	6	6	6
就労移行支援	人/月	0	0	1	2	2	2
就労継続支援(A型)	人日/月	12	33	25	44	44	44
	人/月	1	3	3	4	4	4
就労継続支援(B型) [※]	人日/月	103	90	71	120	120	120
	人/月	8	9	11	12	12	12
就労定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1
療養介護	人/月	1	1	1	2	2	2
红期 1 元 (短沙L和)	人日/月	3	2	0	2	2	2
短期入所(福祉型)	人/月	1	1	0	1	1	1
短期入所(医療型)	人日/月	0	0	0	0	0	0
及期入州 (医療空)	人/月	0	0	0	0	0	0

[※]継続入所者数を除いて算定※令和5年度(2023年度)は令和5年(2023年)4月~9月の実績

ウ 居住系サービス

町内には、障害者に対応したグループホームがないことから、他市町のグループホームを利用しています。障害者の地域移行を促進する観点から、地域における居住を支援するグループホームの建設についての検討を行っています。

		前計画の実績			本計画の見込み		
事業名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	人/月	4	5	6	7	7	7
施設入所支援	人/月	7	9	11	12	12	12

[※]継続入所者数を除いて算定

(3)相談支援

相談支援において、サービス等利用計画案を支給決定の参考とするために作成し、支給決定後、決定した内容に基づきサービス等利用計画を作成しています。

前計画期間中の実績をもとに本計画期間の見込みを設定します。

± 114. G	W / L	前計画の実績			本計画の見込み		
事業名	単位	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
計画相談支援	人/月	6	8	6	8	8	8
地域移行支援	人/月	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	0	0	1	1	1

2 地域生活支援事業の見込みと実施方策

(1) 本町の地域生活支援事業

地域生活支援事業とは、国の実施要綱メニューから地域の実情に応じて、市町村が実施する事業 で、必須事業と任意事業があります。

		種類	事業内容等
	理解促進	研修・啓発事業	地域の住民に対して、障害のある方に対する理解を深める研修会やイベントの開催や啓発活動などを行う。
	自発的活	動支援事業	地域において自発的に行う活動(ピアサポート、災害対策、ボランティア活動など)を支援する。
		障害者相談支援事業	相談の専門員を設置し、障害者福祉に関する相談支援を行う。
	相談支援	機能強化事業	一般的な相談に加え専門的な職員を配置し、困難なケース等への対応を 強化する。
		住宅入居等支援事業	一般住宅等への入居希望者に、入居に必要な調整等・家主等への相談・ 助言も含める支援を行う。
必	成年後見	制度利用支援事業	知的又は精神障害のある方等で、成年後見制度の適用が必要な者に利 用のための支援を行う。
須事業	成年後見	制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、町民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図る。
\\\\	地域自立支援協議会		相談支援をはじめとして、地域の障害福祉に関する協議の場として、設置する。
	意思疎通 支援事業		障害のある方と障害のない方の意思疎通を支援するため、手話通訳者及 び要約筆記者を派遣する。
	日常生活	用具給付等事業	重度の障害のある方に対し、給付又は貸与して日常生活の向上を図る。 障害やその程度により給付用具が異なる。
	手話奉仕	員養成研修事業	聴覚障害のある方等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する。
	移動支援	事業	屋外での移動が困難な障害のある方に対し、ヘルパーなどが外出の支援 を行う。
	日中一時	支援事業	通所して日中活動の場の提供、見守り、社会適応訓練を行う。
任意	41.A.42	スポーツ・レクリエー ション教室開催等事業	障害のある方の社会参加活動への参加を促進するため、行事を開催し、 身体・知的・精神障害のある方等の参加を促進する。
事業	社会参 加促進 事業	声の広報等発行	視覚障害等により文字による情報取得が困難な障害者等を対象に広報 紙を音訳し、地域生活で必要な情報を提供する。
	テハ	自動車改造助成事業	身体障害者が自ら所有し、運転する自動車の改造に要する経費の一部を 助成する。

(2)必須事業

ア 理解促進事業・啓発事業

	単位・区		前計画の実績		4	計画の見込ん	<i>y</i>
事業名	分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
理解促進研修・啓発事業	実施	有	有	有	有	有	有

イ 自発的活動支援事業

	単位・区		前計画の実績		本計画の見込み			
事業名	分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
自発的活動支援事業	実施	有	有	有	有	有	有	

ウ 相談支援事業

事業名	単位・区		前計画の実績		本計画の見込み			
	分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
障害者相談支援事業	実施か所	有	有	有	有	有	有	
基幹相談支援センター等機能 強化事業	実施	有	有	有	有	有	有	
住宅入居等支援事業	実施か所	0	0	0	0	0	1	

エ 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

	単位・区		前計画の実績		本計画の見込み			
事業名	分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
成年後見制度利用支援事業	実施	無	無	有	有	有	有	
成年後見制度法人後見支援事 業	実施	無	無	無	無	無	有	

才 意思疎通支援事業

	単位・区		前計画の実績		4	こ計画の見込み	y
事業名	· · · 分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話通訳者等派遣事業	利用者	0	0	0	1	1	1
手話通訳者設置事業	設置数	1	1	1	1	1	1
要約筆記者等派遣事業	利用者	0	0	0	1	1	1

力 日常生活用具給付等事業

事業名	単位・区		前計画の実績		本計画の見込み			
	分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
介護・訓練支援用具	年間件数	0	1	0	1	1	1	
自立生活支援用具	年間件数	1	0	1	1	1	1	
在宅療養等支援用具	年間件数	1	2	1	2	2	2	
情報・意思疎通支援用具	年間件数	0	0	0	0	0	1	
排泄管理支援用具	年間件数	30	40	30	40	40	40	
居宅生活動作補助用具	年間件数	0	0	0	1	1	1	

キ 手話奉仕員養成研修事業

	単位・区		前計画の実績		4	≒計画の見込∂	,
事業名	分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
手話奉仕員養成研修事業	登録者	0	0	0	0	0	1

ク 移動支援事業

事業名	単位・区分		前計画の実績		本計画の見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
移動支援事業	利用者/月	2	2	2	2	2	2
	利用時間/月	9	4	3	5	5	5

(3)任意事業

ア 日中一時支援

事業名			前計画の実績		本計画の見込み		
	単位・区分	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
日中一時支援事業	日数/月	0	8	0	2	2	2
	利用者/月	0	1	0	1	1	1

イ スポーツ・レクリエーション教室開催等

事業名	単位・区分		前計画の実績		本計画の見込み			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	
スポーツ・レクリエーション 教室開催等事業	実施	有	有	有	有	有	有	

ウ 声の広報等発行・

事業名	単位・区分		前計画の実績		本計画の見込み		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
声の広報等発行	実施	有	有	有	有	有	有

工 自動車改造助成事業

	単位・区分	前計画の実績			本計画の見込み		
事業名		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
自動車改造助成事業	利用者/年	0	0	0	1	1	1

3 障害児福祉サービス等の必要量の見込み

(1) 障害児福祉サービスの内容

サービス名	サービス内容
児童発達支援	児童発達支援センター等に障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の 指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供し ます。
医療型児童発達支援	障害のある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識 技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。
放課後等デイサービス	就学している障害のある児童について、授業の終了後又は休業日に通所し、生活能力の 向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所・幼稚園・小学校等に通う障害のある児童について、当該施設を訪問し、当該施設における障害のある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	外出をすることが困難な重度の障害のある児童を対象に、居宅を訪問して基本的な動作 の指導、知識技能の付与などの支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の給付決定等について、障害児支援利用計画書の作成、関係者との連絡調整、障害児通所支援の利用状況の検証、給付決定等に係る申請の勧奨等を行います。
医療的ケア児に対する コーディネーターの配置	総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 を促進します。

(2) 障害児福祉サービス実績・見込量と確保策

乳幼児期における障害の早期発見、早期療育を推進するため、乳幼児検診や子育て世代包括支援センター機能の充実を図り、専門機関との連携、情報共有による一貫した支援体制を整備します。

		前計画の実績		本計画の見込み			
事業名	単位	令和 3 年度	令和 4年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7年度	令和 8年度
児童発達支援(福祉型)	人日/月	9	21	18	28	28	28
	人/月	2	3	3	4	4	4
児童発達支援(医療型)	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日/月	2	2	2	2	2	2
	人/月	1	1	1	1	1	1
保育所等訪問支援	人日/月	6	1	2	2	2	2
	人/月	2	1	2	2	2	2
居宅訪問型児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人/月	2	2	3	2	2	2
医療的ケア児コーディネー ター	人/年	1	1	1	1	1	1

参考資料

1 阿武町地域福祉運営協議会設置要綱

平成 31 年 4 月1日 告示第 23 号

(設置)

第1条 阿武町の地域福祉に関わる諸施策について、広く町民の意見を反映させるため、阿武町地域 福祉運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 地域包括支援センターに関すること。
 - ア 地域包括支援センターの設置者の選定及び変更
 - イ 地域包括支援センターの運営及び評価に関する事項
 - ウ 地域における多機能ネットワークの形成に関する事項
 - エ 地域包括支援センターの職員の確保
 - オその他必要なこと。
 - (2) 地域密着型サービスに関すること。
 - ア 地域密着型サービスの指定に関すること。
 - イ 地域密着型サービスの指定基準及び介護報酬の設定に関すること。
 - ウ サービスの質の確保、運営評価
 - エその他必要なこと。
 - (3) 障害者地域自立支援に関すること
 - ア 福祉サービス利用に関する相談支援事業の中立及び公平性の確保
 - イ 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
 - ウ 地域の関係機関によるネットワークの構築
 - エ 障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成及び具体化
 - オ 地域における障害者差別を解消するための取組
 - カその他必要なこと。
 - (4) 介護保険・老人福祉に関すること。
 - ア介護保険制度の円滑な運営に関すること。
 - イ 介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定及び推進に関すること。
 - (5) 社会福祉に関すること。
 - ア 社会福祉事業の円滑な運営に関すること。
 - イ 地域福祉計画の策定及び推進に関すること。
 - (6) 虐待防止、権利擁護等の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。
- 2 委員は、サービス利用関係者、医療機関、福祉関係団体及びサービス事業所のうちから町長が委嘱する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名した委員が会長の職務を代理する。 (運営)

第5条 協議会の会議(以下「会議」をいう。)は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めて、その意見を求めることができる。 (任期)
- 第6条 委員の任期は、原則2年とする。ただし、任期満了日を行政会計年度途中において迎える場合は、当該満了日を会計年度満了日とすることができる。
- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。 (庶務)
- 第7条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮って、定める。

附則

- この要綱は、平成 18 年3月 23 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 20 年6月 24 日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 23 年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 27 年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成 28 年 10 月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

2 阿武町地域福祉運営協議会委員名簿

区 分	所属及び役職等	氏 名	備考
サービス利用関係者	阿武町障害者代表	白松 博之	
	阿武町老人クラブ連合会会長	長嶺 世史	
	阿武町婦人会代表	藤田 恒代	
医療機関	齋藤医院	齋藤 瑛	
	和田歯科医院	和田 孝宣	
福祉関係団体	阿武町民生委員·児童委員協議会会長	藤村 聖美	
	阿武町ボランティア連絡協議会会長	吉岡 勝	
	阿武町社会福祉協議会会長	小田 武之	

任 期 自 令和4年10月1日 至 令和6年9月30日

阿 武 町 障 害 者 プラン 阿武町第7期障害福祉サービス実施計画 阿武町第7期障害児福祉サービス実施計画

発行年月 令和6年(2024年)3月 編集発行 阿武町 健康福祉課

〒759-3622 山口県阿武郡阿武町大字奈古 2636

Tel:(08388)2-3113 Fax:(08388)2-2090

Mail:minsei02@town.abu.lg.jp